

仲尾次漁港維持運営計画

(令和7年度)

名 護 市

仲尾次漁港維持運営計画

仲尾次漁港（名護市管理、第1種漁港）の維持管理を円滑に行うため、名護市漁港管理条例第3条第1項の規定に基づき、基本施設、輸送施設（附帯用地及び安全施設を含む。）及び漁港施設用地（公共施設用地に限る。）について、令和7年度の維持運営計画を次のとおり定める。

なお、甲種漁港施設の維持管理に関しては、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）、名護市漁港管理条例（平成5年名護市条例第30号）及び関係法令等の規定に基づき管理するものとする。

第1 施設運用について

1. 基本施設

○ 外郭施設

外郭施設の利用区分は、次のとおりとする。

(1) 防波堤、波除堤及び護岸は、羽地漁業協同組合（以下「組合」という。）に所属する人（以下「組合員」という。）の漁船以外の船舶の利用及び漁具等の放置等を認めないものとする。ただし、指定された場所において、組合員の漁船以外の船舶の利用については、漁業活動等の支障のない範囲で認めるものとする。また、漁港の保全上の観点からプレジャーボートは除くものとする。この場合、あらかじめ関係漁業協同組合長の意見を聴くこととする。

(2) 利用の優先順位は以下の通りである。

①漁港工事等作業に伴う船舶

②組合員の漁船

③漁船登録船舶且つ漁業を営む者（以下「漁業者」という。）（※第3 その他(3)参照）

○ 係留施設

係留施設（別添図面）の利用区分は、次のとおりとする。

(1) 陸揚護岸（図中①）

陸揚護岸は、主として組合員及び漁業者が漁獲物を陸揚げするために使用する。ただし、給水及び給氷等出漁準備のためにも使用できるものとする。

(2) 出漁準備護岸（図中②）

出漁準備護岸は、主として組合員及び漁業者が給油、給水、給氷及び漁具、漁業用資材の船積み等のために使用する。

(3) 休けい護岸（図中③）

休けい護岸は、主として組合員及び漁業者が漁船の休けいのための利用を優

先しつつ、給水、給氷及び漁具、漁業用資材の船積み等のためにも使用する。

なお、休けい漁船の係留方法は、縦づけを原則とする。ただし、漁具の積降ろし等の場合には、横づけを認める。

(4) 船揚場

船揚場は、主として組合員及び漁業者が漁船を陸上において係留するための施設であり、漁業活動等に支障がない限り、船の上げ下ろしについては漁業者及び漁業者以外も使用する。陸上係留については、組合の意見を聞いた上で定める。

(5) 利用の優先順位は以下の通りである。

- ①漁港工事等作業に伴う船舶
- ②組合員の漁船
- ③漁船登録船舶且つ漁業者（※第3 その他(3)参照）
- ④プレジャーボート

(6) 臨時的措置

下記の場合においては、(1) から (5) までの利用区分にかかわらず、護岸の利用状況を考慮しつつ相互に使用する。

ア. 盛漁期等において、護岸の利用が錯綜した場合。

イ. 荒天時等において、避難や安全対策上の必要が生じた場合。

ウ. 平常時において、(1) から (5) の利用区分に余裕があるなど、護岸の利用上、特に支障がないと認められる場合。

エ. 漁港及び漁港海岸建設工事並びに漁場整備工事の実施に係る利用調整による場合。

○ 水 域 施 設

水域施設の利用区分は、次のとおりとする。

(1) 航路は航行水域であり、安全確保のため船舶の停係泊を認めないものとする。

(2) 泊地は、漁船の航行、操船及び係留のためのものであり、基本的には組合員及び漁業者の漁船以外の船舶の係留を認めないものとする。ただし、指定された場所において、上記に該当する漁船以外の船舶の利用については、漁業活動等の支障のない範囲で認めるものとする。この場合、あらかじめ関係漁業協同組合長の意見を聴くこととする。

2. 機 能 施 設

○ 輸 送 施 設

特になし

○ 漁 港 施 設 用 地

漁港施設用地の利用区分は、原則として「漁港施設用地等利用計画の策定について」（平成2年3月15日付け2水港第40号水産庁長官通達）に基づいて策定された、漁港施設用地等利用計画によるものとする。

また、組合及び漁業者の支障のない範囲で使用を認めており、漁業者への支障又は漁港管理者が管理・運営上、漁港施設用地を使用する必要がある場合、漁港管理者へ明け渡してもらうことがある。

第2 維持管理について

1. 維持管理について

- (1) 安心安全に施設を利用できるように維持管理に努める。
- (2) 組合は漁港施設の監視を行い、その安全を確認するとともに、適切な漁港の利用を確保する。
- (3) 組合は漁港施設の異常を発見した場合は、すみやかに漁港管理者へ報告する。
- (4) 漁港管理者はその現況を確認のうえ、安全上必要な措置を講ずる。
- (5) 漁港漁場整備法第39条の2第1項の規定による放置物件の除去については、別途協議のうえ処理する。

2. 漁港内の秩序について

- (1) 港内では安全な速度まで減速し移動する。
- (2) 港内において停泊、係留又は係留中は、みだりに推進機関を回転してはならない。
- (3) 条例、同施行規則及びこの維持管理計画に違反するときは退港を命じることがある。

3. 漁港区域の環境整備について

- (1) 漁港の水域内に汚物等を投棄してはならない。
- (2) 船舟は、廃油等の流出防止に十分な措置をすること。
- (3) 岸壁及び荷捌き所周辺道路等、漁港施設は使用者において使用后、直ちに清掃を行う。

4. 調査及び広報について

- (1) 漁港の利用状況については、漁港管理者は調査を行い、必要に応じ、船舟

を移動させることができる。

(2) 漁港管理者は、必要に応じ漁港の利用に対し利用上の注意を行うことができる。

(3) 漁港施設に危険個所がある場合に漁港管理者及び組合を通じて、漁港利用者に周知する。

5 . 漁 港 建 設 工 事 に つ い て

特になし。

6 . 漁 港 清 掃 業 務 委 託 に つ い て

(1) 委 託 先

羽地漁業協同組合とする。

(2) 委 託 内 容

委託内容については下記のとおりとする。

①業務の実施にあたっては、衛生及び火気取締りに十分注意すること。

②清掃業務は、漁港清掃作業、除草作業、ごみの収集作業とする。

③市が占用及び目的外使用許可した箇所は清掃箇所から除くものとする。

(3) 委 託 費 用

漁港施設業務委託に関しては、別途、漁港清掃業務委託契約を締結し、その委託費用を決定するものとする。

(4) そ の 他

受託者は、当該業務に係る経費について帳簿等を備え、その出納を明らかにしておかなければならない。

その他、受託者は、漁港漁場整備法及び名護市漁港管理条例の規定の他、関係法令及び例規の規定を遵守すること。

第 3 . そ の 他

(1) 本維持運営計画は令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する。

(2) この計画に定めのない事項については、関係機関と協議の上、漁港管理者が決定する。

(3) 資格審査を得ている組合員以外の者が漁船の使用により漁港を優先使用する場合は、漁業を営んでいると証明できる書類（漁業協同組合が発行する水揚げ証明及び出漁日誌等）について提出すること。

漁港維持運営計画図 (仲尾次漁港)

S=1/1000

凡例	
	陸揚岸壁
	準備岸壁
	休憩岸壁
	船揚場

